



宇田川 俊秀 Udagawa Toshihide 一般社団法人生命保険協会 理事

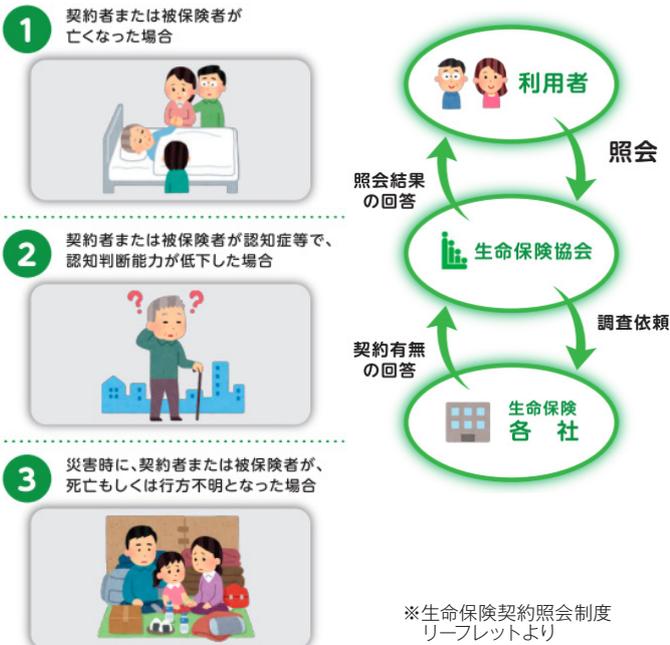
生命保険協会は、日本国内の生命保険会社41社が加盟している生命保険の業界団体。生命保険業が健全に発達し業界への信頼性が維持されるために、さまざまな事業を行っている

生命保険契約照会制度

生命保険契約照会制度の概要と創設の背景

同居または生計を一にしている人および親族等(以下、家族等)が死亡した場合や、認知判断能力が低下した場合、災害時に死亡・行方不明となった場合に、本人(死亡・認知判断能力が低下した人、災害時の死亡・行方不明者)が契約者または被保険者となっている生命保険契約の有無を、(一社)生命保険協会(以下、当協会)がまとめて当協会会員の生命保険会社に照会し回答する制度(以下、本制度)です(図)。利用料は1照会当たり3,000円(税込み)ですが、災害時には無料で利用できます。

図 生命保険契約照会制度のしくみ



●高齢社会の進展と保険金の支払い漏れ防止

高齢社会の進展とともに、高齢者が独居で亡くなる事例や、認知判断能力が低下した状

家族等が死亡、または認知判断能力が低下してしまい、本人の生命保険契約の有無が分からないときに利用できる生命保険契約照会制度について解説します。

態になる事例の増加が考えられますが、本人がどの生命保険会社(以下、会社)と生命保険契約を締結しているのか分からないと、家族等として保険金を請求することができません。しかし、国内にある41社に自分が家族等であることや本人の状態を証明しながら、1社ずつ問い合わせていくことは非常に労力がかかります。

預貯金通帳を見て保険料の引き落とし履歴がないか確認してみる、契約時に会社から交付される「生命保険証券」、もしくは、毎年会社から送付される「ご契約内容のお知らせ」などがなければ確認することで判明する場合があります。それでも分からない場合などでも保険金の支払い漏れが生じないようにするために、当協会が業界のセーフティネットとして本制度を創設しました(2021年7月から運用開始)。

●「災害地域生保契約照会制度」

2011年3月の東日本大震災において、当協会は、災害によって死亡もしくは行方不明となった人の生命保険契約を無料で調査する「災害地域生保契約照会制度」を実施しました。この災害時の制度をもとにして、システムや受付体制を再度整え平時においても契約の調査(照会)ができるようにリニューアルしたものが本制度です。

照会対象者・申請者

●照会の対象者となる人(以下、照会対象者)

次の人が契約者または被保険者となっている生命保険契約があるかどうか調べることができます。

- ①死亡した人【平時】
- ②認知判断能力が低下した人(医師による診断

が必要)【平時】

- ③災害救助法適用地域等において、死亡もしくは行方不明となった人【災害時】

●照会を依頼できる人(以下、照会者)

次の人が照会を依頼できます。

- ①死亡した人について照会する場合【平時】

- ・照会対象者の法定相続人
- ・照会対象者の法定相続人の法定代理人*1
- ・照会対象者の法定相続人の任意代理人*2
- ・照会対象者の遺言執行者
- ・照会対象者の遺言執行者の任意代理人*2

- ②認知判断能力が低下した人について照会する場合

- ・照会対象者の法定後見人、任意後見人、任意代理人*2
- ・照会対象者の3親等以内親族
- ・照会対象者の3親等以内親族の任意代理人*2

- ③災害救助法適用地域等において死亡または行方不明である人について照会する場合

- ・照会対象者の配偶者、親、子、兄弟姉妹
- ・照会対象者の配偶者、親、子、兄弟姉妹の法定代理人*1もしくは任意代理人*2

調査対象

●調査対象となる生命保険契約

照会受付日(照会受付日から3年以内に照会対象者が死亡している場合は死亡日)時点で有効に継続している個人保険契約が調査対象となります。

●調査対象とならない保険

次の保険は、調査対象に含まれません。

- ・財形保険、財形年金保険
- ・支払いが開始した年金保険
- ・保険金等が据置きとなっている保険
- ・死亡保険金が支払済みである保険(会社判断により支払手続中の保険を含む場合もある)
- ・解約済みもしくは保険料未払いによる失効等、有効に継続していない保険
- ・損害保険、生命共済

*1 法定代理人は、成年後見人、親権者、未成年後見人を想定している

*2 任意代理人は、弁護士、司法書士、行政書士に限っている

照会申請方法・結果回答方法

本制度の申請方法と回答方法は次のとおりです。平時は電話での申請は受け付けていません。

●照会申請方法

- ・ウェブまたは書面による申請【平時】
- ・電話による申請【災害時】

●回答方法

照会結果を集約し1枚の表にまとめたものを、平時はウェブ上または書面、災害時は書面により照会申請者に回答いたします

利用状況

2021年7月に運用を開始してから3年間の利用実績は13,375件です。死亡による照会が12,693件と全体の9割以上となります。

年度別照会実績と照会事由

年度	照会事由	死亡(人)	認知判断能力の低下(人)	合計(件)
2021		2,521	169	2,690
2022		4,803	261	5,064
2023		5,369	252	5,621
累計		12,693	682	13,375

●利用者アンケート

2024年4月から開始した利用者アンケートでは、「本制度を通じて保険契約が残っていることが判明し会社清算時にとても役に立った」「父が、晩年に加入した生命保険以外、他の契約には入っていなかったことがはっきりと分かり、スッキリできた」などといった声が寄せられています。

最後に

前回(第68回)解説した「家族登録制度」を利用し、家族の氏名・住所・電話番号などをあらかじめ会社に登録しておくこと、毎年の「ご契約内容のお知らせ」が契約者のほかに登録されている家族等にも送付されます。本制度の利用もご検討ください。